

解説

a. 親が認めない限り、虐待を断定することは難しい。疑いがあるときに、法律では親の同意がなくてもその情報を通報することが認められている。

児童福祉法 第25条：すべての国民には要保護児童を発見した際に通告義務がある。

児童虐待の防止等に関する法律 第5条：医師などには早期発見の努力義務がある。

同 第6条：医師等には疑い例であっても通告義務がある。また、虐待通告に関しては守秘義務違反に当たらない。

個人情報保護法 第23条：法令に基づく虐待通告では、第三者に個人データを提供することは可能である。児童の健全育成のために特に必要な場合、同意が困難であっても個人データを第三者に提供することは可能である。

b. 気になる傷やあざは親の同意を得た上で、スケールとともに写真に残しておくことが重要である。後で事件になった時の証拠や、傷の成因を詳細に検討するために必要となる。

c. 親が開封して読んでしまう可能性もあるので、親に持たせる紹介状には虐待のことは書かないで、電話などで紹介先に連絡しておくことが勧められる。

d. 顔面や耳介、背中、外陰部に外傷が見られる場合は虐待の可能性があるので、患児の体表は全て調べるべきである。

e. 虐待は児童相談所に通告することになっているが、判断が難しく、直接通告するのが躊躇される場合には、子供病院など地域の基幹病院には院内虐待対応チーム（CPT: child protection team）があるので、通報はその病院から行ってもらっても問題ない。また、市町村の保健師さんに相談・通告しても構わない。連絡がなされると、地域の要保護児童対策地域協議会の見守り対象となる。

尚、この問題は日本医師会生涯教育講座コンテンツ「子ども虐待対応における医療機関の役割～気づいて寄り添ってつなげよう！～（CC・57）」を参考に作成した。

正解 c